

海津市中山間地域等果樹植栽事業費補助金

補助金の内容

海津市内にお住まいの方で、中山間地域等において、下記の対象となる果樹を栽培し、その果実を販売する目的で生産している農家の方に対して、新しく植える(新植)又は植え替え(改植)をする為に購入した苗木の費用の一部を補助します。
※「中山間地域等」とは、耕作地に傾斜があり、過去に土地改良等が行われていないなど、耕作条件が不利な土地を指します。

補助金の交付対象となる果樹

1. みかん 2. 柿 3. 梅 4. 山しょう 5. ブルーベリー 6. 銀杏 7. 栗

※1～7番以外(はっさく・いよかん等)の果樹の苗木を購入する際には事前にご相談ください。

補助金の交付対象となる事業

※対象となる事業は、次の1～5のすべてに当てはまる方です。

- 1. 市内に住所があること
- 2. 果樹の栽培を行い、その果実を販売する目的であること

※部会又は出荷者で作る協議会並びにJAファーマーズ等に所属あるいは出荷している方

- 3. 補助対象果樹の10本以上の新植又は改植を行うこと。
- 4. 今回の新植又は改植を行うにあたり、他の補助金を受けていないこと
- 5. 市税や使用料などを滞納していないこと

改定

しました！



補助率

※補助金の交付金額は、購入にかかった費用の全額ではありません。

- ①苗木購入費用の2分の1以内(消費税等は除く価格)で上限は1本あたり500円です。
- ②1円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額となります。
- ③基準の価格は西美濃農業協同組合(以下「農協」という。)における苗木供給価格を基準とし、その価格よりも安価で購入した場合は、その価格を基準とします。
- ④農協で扱わない品種の苗木を購入した場合は、その購入価格を基準とします。

申請に必要なもの

申請書・植栽した箇所の地図・納品領収書(取引先の記載、押印があるもの)・印鑑(シャチハタ不可)

申請書の
提出

受領・審査

交付決定通知書
の送付

請求書の
提出

指定口座に振込

※補助金は予算の範囲内での対応となりますので、事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

■問い合わせ先■ ※問い合わせ受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分

海津市役所 産業経済部 農林振興課(市役所東館2階)

海津市海津町高須515番地

電話 0584-53-1351 FAX 0584-53-1569

E-Mail norinshinko@city.kaizu.lg.jp

